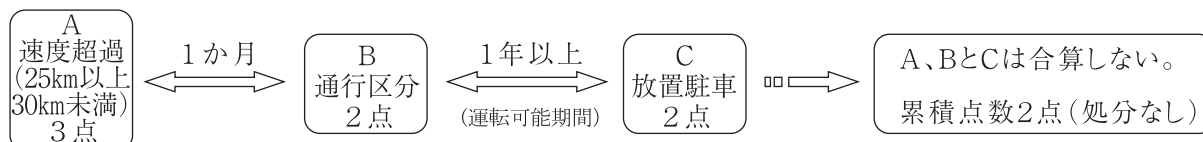


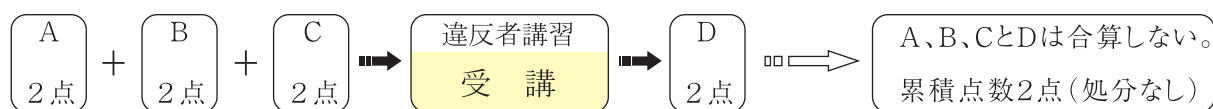
計算されない点数・前歴

○計算されない点数

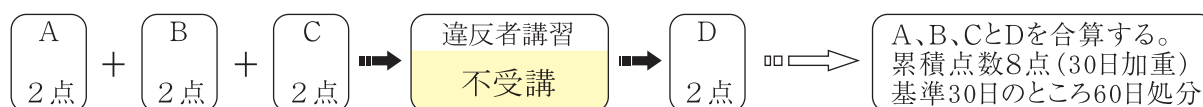
処分の基準点数に達していない点数(例えば、前歴のない方にとっては5点までの点数)については、その後1年以上の間(運転可能期間)に違反や事故がなく経過したときは、その後の点数と合算されません。



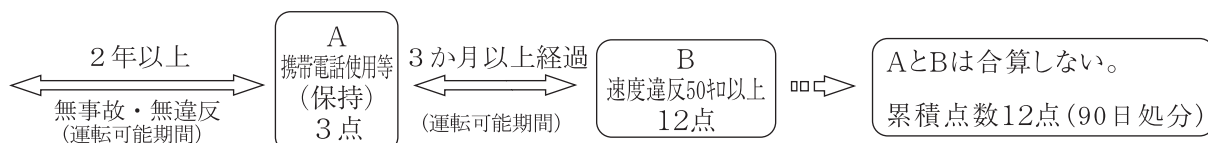
違反者講習を受講した場合、通知の対象となった点数と、以降の違反点数とは合算されません。



違反者講習を受講しなかった場合、通知の対象となった点数以外に違反行為を行うと、基準の処分期間に30日が加重されます。

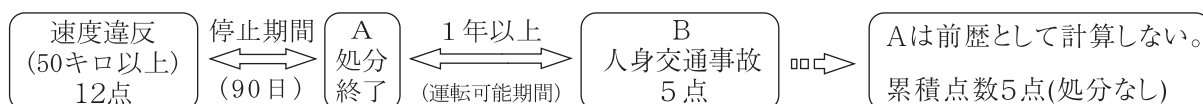


過去2年以上、無事故、無違反で経過した方が、1点、2点若しくは3点の違反行為を一度した場合、その後3か月以上違反行為がなければ、その1点、2点若しくは3点の違反点数は計算されません。



○計算されない前歴

運転免許の停止処分を受け、その処分満了後から1年以上の間(運転可能期間)に違反や事故を起こしたことがない場合は、それまでの前歴は計算されません。



※ 運転可能期間とは、停止処分期間や失効期間等を除いた実際に運転ができる期間をいいます。

免許を所持し運転可能期間における無事故、無違反の期間が一定期間以上あると、点数計算等で有利な取扱いを受けることになりますので、交通違反をしたときは、特にその後の無事故、無違反に努めてください。